

事 務 連 絡  
令和 2 年 7 月 31 日

地方厚生（支）局保険年金（企業年金）課長 殿

厚生労働省年金局企業年金・個人年金課長

熊本県の一部の地域における事業主掛金及び  
企業型年金加入者掛金の納付の特例について

今般、「熊本県の一部の地域における事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の納付の特例」（令和 2 年厚生労働省告示第 289 号）（別添参照）が公布され、確定拠出年金法施行規則（平成 13 年厚生労働省令第 175 号）第 16 条の 2 第 1 項又は第 3 項の規定に基づく厚生労働大臣が定める場合がそれぞれ指定されたので、貴管内企業型年金を実施する事業主への周知方よろしく申し上げます。

なお、当該特例による事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の納付期限日の延長については、その取扱いが企業型年金規約に規定されている必要がありますが、納付期限日の延長に係る規定が定められていない企業型年金規約において、今般の特例を適用する必要がある事例が生じた場合には、個別にご相談ください。

○厚生労働省告示第二百八十九号  
 確定拠出年金法施行規則（平成十三年厚生労働省令第百七十五号）第十六条の二第一項及び第三項の規定に基づき、熊本県の一部の地域における事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の納付の特例を次のように定める。

令和二年七月三十一日

厚生労働大臣 加藤 勝信

熊本県の一部の地域における事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の納付の特例

確定拠出年金法施行規則（平成十三年厚生労働省令第百七十五号）第十六条の二第一項又は第三項に規定する厚生労働大臣が定める場合として、それぞれ次に掲げる場合を指定する。

- 一 次の表に定める地域（次号において「指定地域」という。）に所在地を有する実施事業所の事業主が、令和二年七月四日から確定拠出年金法施行規則第十六条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める日の前日までの間に、確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第二十一条第一項の規定により事業主掛金を納付する必要がある場合
- 二 指定地域に住所を有する企業型年金加入者又は指定地域に所在地を有する実施事業所の事業主を介して企業型年金加入者掛金を納付する企業型年金加入者が、令和二年七月四日から確定拠出年金法施行規則第十六条の二第四項の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める日の前日までの間に、確定拠出年金法第二十一条の二第一項の規定により企業型年金加入者掛金を納付する必要がある場合

都道府県名	指定地域
熊本県	人吉市 球磨郡球磨村 球磨郡山江村 球磨郡相良村 球磨郡錦町 球磨郡あさぎり町 球磨郡多良木町 球磨郡湯前町 球磨郡水上村 球磨郡五木村 八代市坂本町 葦北郡芦北町